

諸外国におけるネットワーク中立性にか かかる政策動向

一般財団法人 マルチメディア振興センター
Foundation for MultiMedia Communications

2019年1月21日 情報通信研究部

目次

- はじめに
- 米国
- 欧州
- 英国
- フランス
- ドイツ
- おわりに

- ✓ **ICT産業の形成:** デジタル化、標準化、モジュール化の進展 ← アナログ垂直統合の解体（電話）
- ✓ **ICT産業の発展:** 複数の領域の多様な企業群のレイヤー構造のもと、オープン・イノベーションにより発展
- ✓ **ICTエコシステム:** ICT産業を構成する要素、企業群、環境（制度、標準、金融市場、貿易）の全体を描写するモデル

フランズマンによるICTエコシステムモデル

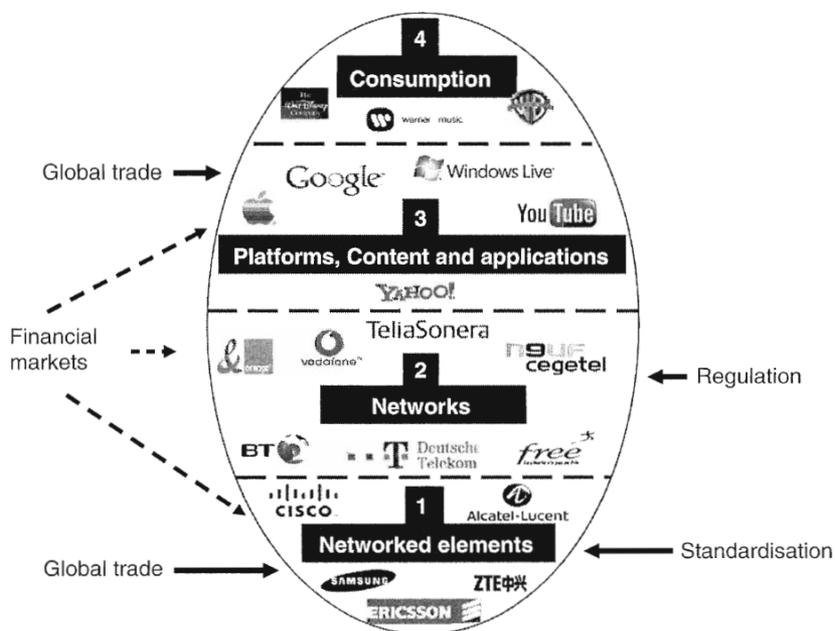
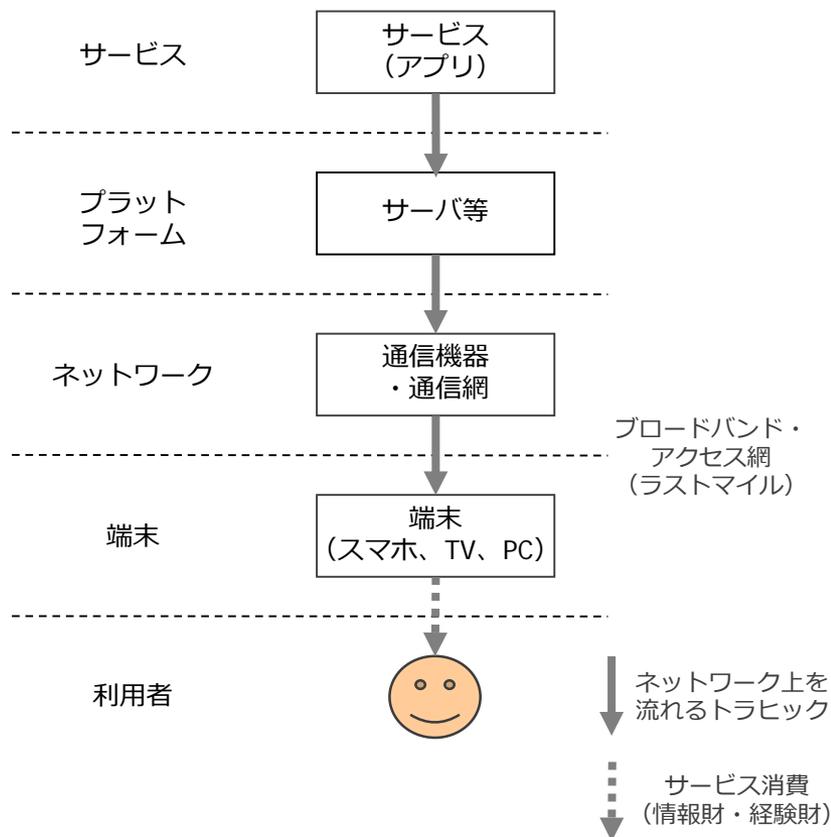


Exhibit 1.3. A simplified model of the new ICT ecosystem

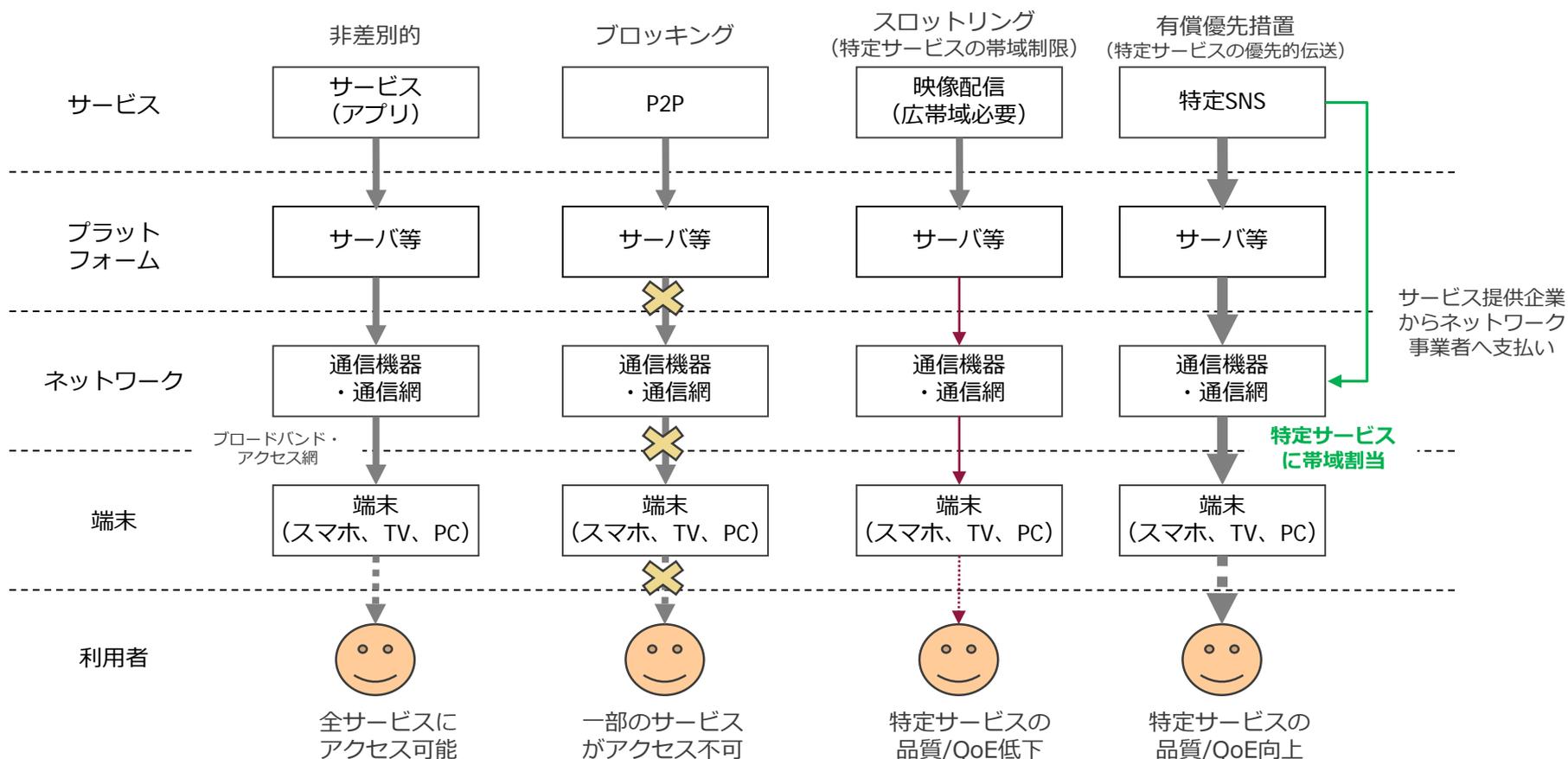
出所: Fransman, Martin (2010) *The New ICT Ecosystem: Implications for Policy and Regulation*, Cambridge University Press p.9.

レイヤー概念（本発表用）

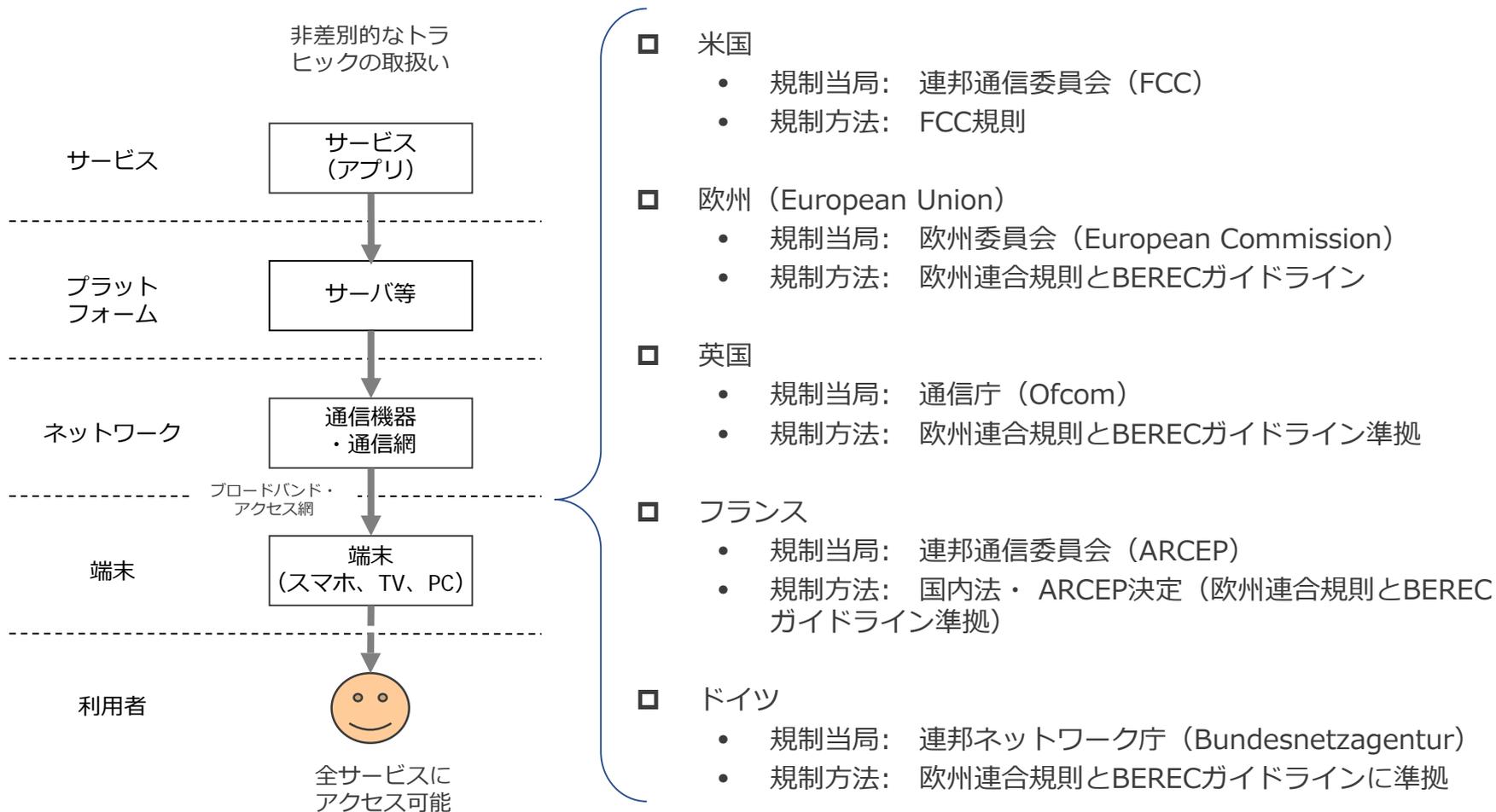


- ✓ **ネットワーク中立性:** トラフィックの非差別的 (non-discriminatory) 取扱い・トラフィック管理が焦点 (定義なし)
- ✓ 「非差別的」の含意: サービス毎に区別してトラフィックの取扱いを行わない
- ✓ **トラフィック管理主体:** インターネット・アクセス・サービスを提供する事業者を想定
- ✓ **差別的・公平の判断:** 多様なサービス・価格・提供形態が存在 市場が変化するなかでの判断はケースバイケース

ネットワーク事業者によるトラフィックの差別的取扱いの例



- ✓ **ネットワーク中立性に関連する制度:** 各国の規制当局がそれぞれの制度的な枠組みのなかで検討
- ✓ **制度の検討:** ワークショップ、規則（意見募集等含む）、ガイドライン、立法措置、既存の制度等に対応
- ✓ **規制の現状:** ネットワーク中立性にかかる制度のあり方については、多様な視点から検討が加えられている状況



- ✓ **政権交代:** 共和党政権のトランプ政権では、ネットワーク中立性にかかる規則を改定し、規制緩和
- ✓ **透明性を重視:** 2015年規則の改定後、透明性にかかる項目のみFCC規則で規定
- ✓ **ネットワーク中立性の制度化:** 2005年 マーチンFCC委員長の声明原則 → 2018年 FCC規則「インターネットの自由」の項において「透明性」にかかる条項のみを残し、その他のFCC規則を削除

□ FCC規則の改正による市場の規律

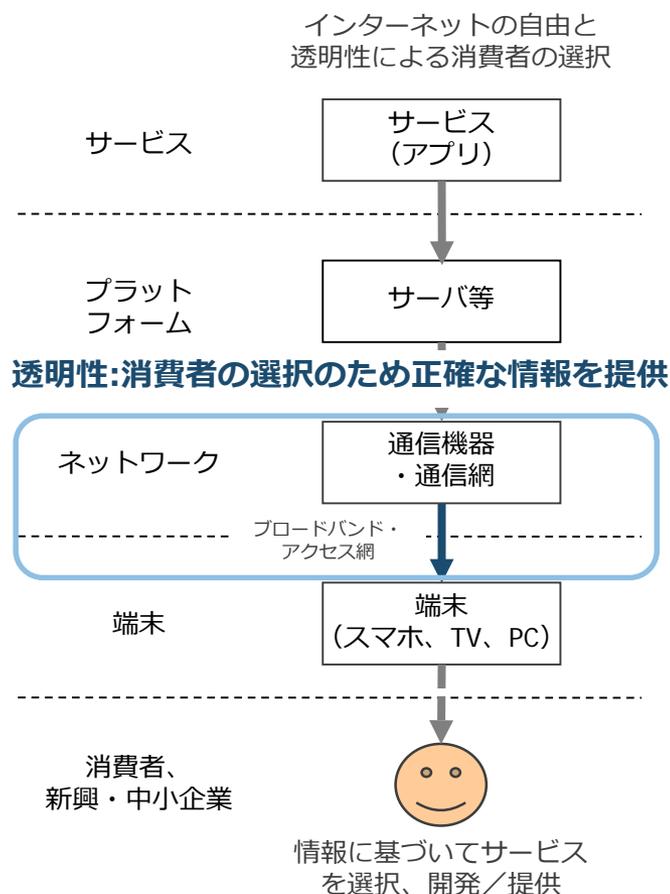
- 規制当局: 連邦通信委員会 (FCC)
- 規律方法: 2018年1月にFCC規則を改正
– Title 47 Chapter I, Subchapter A

Part 8 インターネットの自由 (Internet Freedom)
§8.1 透明性 (Transparency) A4で半ページの条項

□ 改定前の2015年FCC規則

- PART 8: オープン・インターネットの保護と促進
- 8.1 目的 (2015年改正)
- 8.2 定義 (2015年改正)
- 8.3 透明性 (2010年規則)**
- 8.5 ブロッキングなし、8.7 スロットリングなし、
- 8.9 有償優先措置なし (2015年改正) 等、8.17まで

参考: 2010年規則: § 8.3 Transparency. A person engaged in the provision of broadband Internet access service shall publicly disclose accurate information regarding the network management practices, performance, and commercial terms of its broadband Internet access services sufficient **for consumers to make informed choices** regarding use of such services and for content, application, service, and device providers to develop, market, and maintain Internet offerings.



- ✓ **政権交代の影響**: 民主党政権時・共和党政権時のいずれもブロードバンド・アクセス事業者による情報提供重視
- ✓ **消費者の選択** : 透明性による情報提供により、消費者が情報に基づく選択を可能にする規則
- ✓ **イノベーション**: 2018年規則制定文書での検討 2015年の公衆電気通信事業者として規制する枠組みでは、インターネット・エコシステムにおける投資とイノベーションを阻害するとして、FCC規則の関連条項を改定

□ 米国 Part 8 インターネットの自由 (Internet Freedom) §8.1 透明性 (Transparency)

§8.1 Transparency.

(a) Any person providing broadband internet access service **shall publicly disclose** accurate information regarding **the network management practices, performance characteristics, and commercial terms of its broadband internet access services** sufficient **to enable consumers to make informed choices** regarding the purchase and use of such services **and entrepreneurs and other small businesses** to develop, market, and maintain internet offerings. Such disclosure shall be made **via a publicly available, easily accessible website or through transmittal to the Commission.**

(b) **Broadband internet access service is a mass-market retail service by wire or radio** that provides the capability to transmit data to and receive data from all or substantially all internet endpoints, including any capabilities that are incidental to and enable the operation of the communications service, but excluding dial-up internet access service. This term also encompasses any service that the Commission finds to be providing a functional equivalent of the service described in the previous sentence or that is used to evade the protections set forth in this part.

(c) A network management practice is reasonable if it is appropriate and tailored to achieving a legitimate network management purpose, taking into account the particular network architecture and technology of the broadband internet access service.

出所:<https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=2463a6acc8d7e03994d3d650cfe59225&mc=true&node=pt47.1.8&rgn=div5>



NEWS

Federal Communications Commission
445 12th Street, S.W.
Washington, D. C. 20554

News Media Information 202 / 418-0500
Internet: <http://www.fcc.gov>
TTY: 1-888-835-5322

This is an unofficial announcement of Commission action. Release of the full text of a Commission order constitutes official action.
See MCI v. FCC, 515 F.2d 385 (D.C. Cir. 1974).

FOR IMMEDIATE RELEASE:
August 5, 2005

NEWS MEDIA CONTACT:
Mark Wigfield, 202-418-0253
Email: mark.wigfield@fcc.gov

FCC Adopts Policy Statement

New Principles Preserve and Promote the Open and Interconnected Nature of Public Internet

Washington, D.C. – The Federal Communications Commission today adopted a policy statement that outlines four principles to encourage broadband deployment and preserve and promote the open and interconnected nature of public Internet: (1) consumers are entitled to access the lawful Internet content of their choice; (2) consumers are entitled to run applications and services of their choice, subject to the needs of law enforcement; (3) consumers are entitled to connect their choice of legal devices that do not harm the network; and (4) consumers are entitled to competition among network providers, application and service providers, and content providers. Although the Commission did not adopt rules in this regard, it will incorporate these principles into its ongoing policymaking activities. All of these principles are subject to reasonable network management.

Action by the Commission August 5, 2005, by Policy Statement (FCC 05-151).
Chairman Martin, Commissioners Martin, Abernathy, Copps, and Adelstein, with Chairman Martin issuing a statement.

-FCC-

News about the Federal Communications Commission can also be found
on the Commission's web site www.fcc.gov.

2005年から2018年の変化

- ✓ **声明から規則への制度化** :
2005年段階では、FCC委員長による「オープンインターネットと公共インターネットの相互接続性を維持・促進するための原則」という**政策声明**

→2010年、2015年、2018年の
FCC規則を経つつ、**FCC規則化**

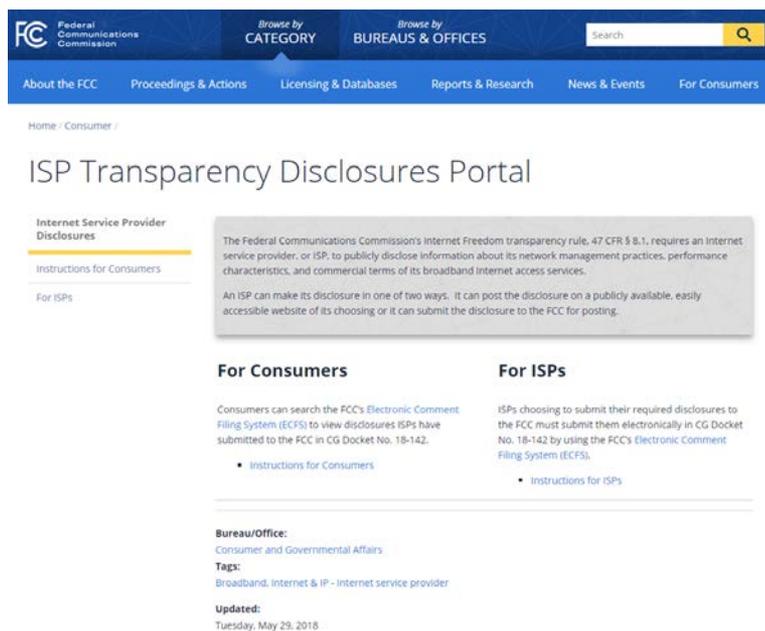
- ✓ **声明の原則の特徴** : 目的を達するための手段として、消費者がインターネット・サービスへアクセス等を選択することができる権利 (entitled) を有することを盛り込む

→2018年規則では消費者の**権利 (entitled)** としてではなく、**事業者側の義務 (shall)** として、消費者の選択を可能にする情報提供を行うことを規定
→中小事業者が、サービス開発・提供するうえで必要な情報も提供することを義務付け

(参考) FCCの情報公開ポータルと事業者による情報公開

- ✓ **透明性担保の方法:** ネットワーク管理方法、品質、フロードバンド・アクセス・サービス提供条件を公開
- ✓ **公開方法:** 各社ウェブサイトもしくはFCC透明性情報公開ポータルを通じて上記情報を公開
- ✓ **FCC透明性情報公開ポータル:** 2018年5月にポータル設置。2019年1月現在、34社がFCCポータル経由で情報公開
- ✓ **大手ブロードバンド・アクセス・サービス事業者:** 自社ウェブサイトにて情報を公開

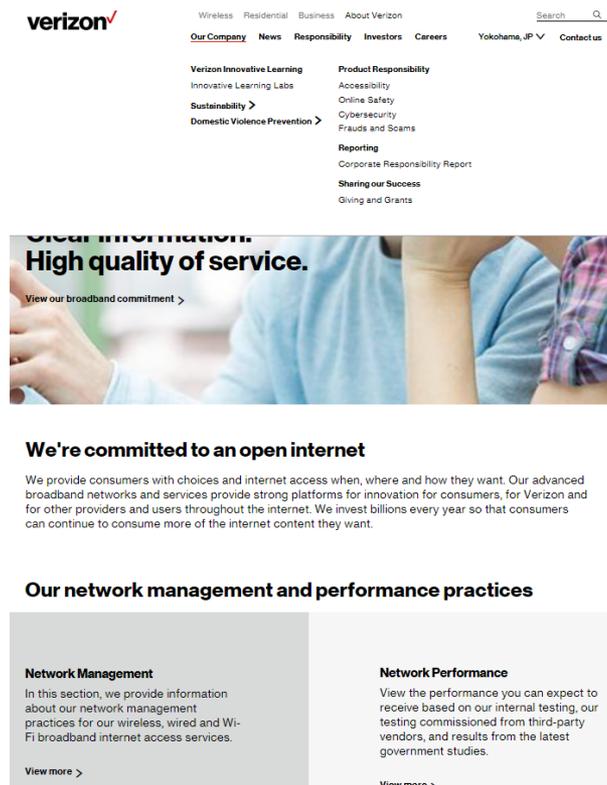
FCC透明性情報公開ポータル



The screenshot shows the FCC's ISP Transparency Disclosures Portal. The header includes the FCC logo and navigation options like 'Browse by CATEGORY' and 'Browse by BUREAUS & OFFICES'. The main content area is titled 'ISP Transparency Disclosures Portal' and features a section for 'Internet Service Provider Disclosures'. It explains that the FCC's rule requires ISPs to disclose network management practices, performance characteristics, and commercial terms. It also provides instructions for consumers and ISPs, including links to the FCC's Electronic Comment Filing System (ECFS) and specific instructions for each group. The page is dated Tuesday, May 29, 2018.

出所: <https://www.fcc.gov/isp-disclosures>

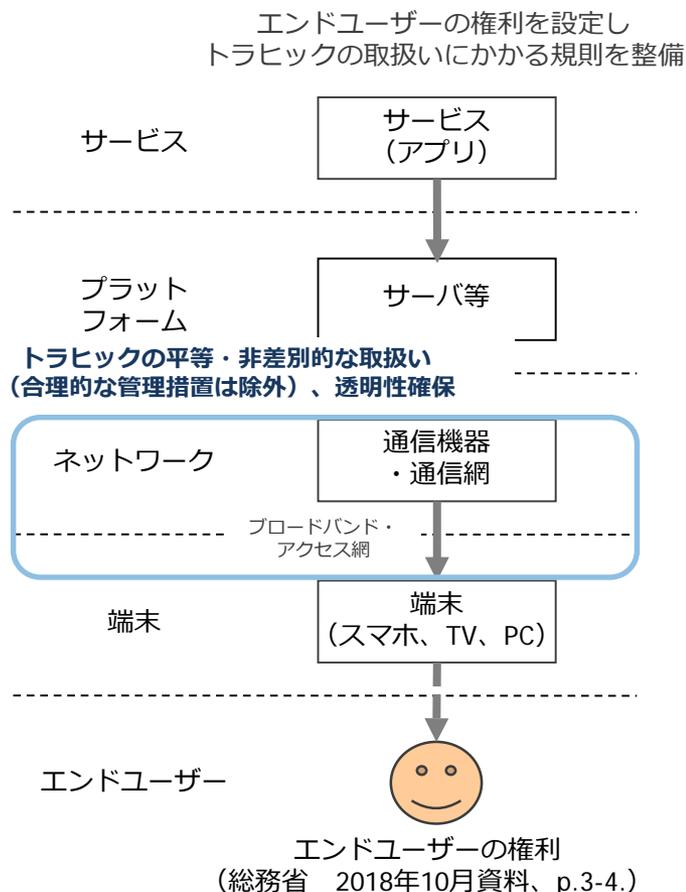
Verizonのネットワーク管理・品質にかかる情報公開



The screenshot shows Verizon's 'Open Internet' page. The header includes the Verizon logo and navigation options like 'Our Company', 'News', 'Responsibility', 'Investors', 'Careers', 'Yokohama, JP', and 'Contact Us'. The main content area features a large image of a person's hands holding a smartphone, with the text 'High quality of service.' and a link to 'View our broadband commitment'. Below this, there is a section titled 'We're committed to an open internet' with a paragraph explaining Verizon's commitment to providing consumers with choices and internet access. Another section titled 'Our network management and performance practices' includes two sub-sections: 'Network Management' and 'Network Performance', each with a brief description and a 'View more' link.

出所: <https://www.verizon.com/about/our-company/open-internet>

- ✓ **規則の制定:** EU域内で効力を持つ「オープン・インターネット・アクセス規則」を制定・施行
- ✓ **トラフィックの平等で非差別的取扱い:** インターネットアクセスサービス事業者はコンテンツ、アプリケーション、サービスをブロック、遅延、修正、制限、干渉、劣化、差別化するようなトラフィック管理を行ってはならない
- ✓ **例外として認められるトラフィック管理:** 透明で非差別的でなく適切である、商業的な考慮を伴うものではない等



- オープン・インターネット・アクセス規則（ネットワーク中立性規則）
 - 規制当局: 欧州委員会、BEREC（規制執行はEU加盟国の当局）
 - 規律方法: オープン・インターネット・アクセス規則
 - 2015年10月採択、2016年4月施行
- オープン・インターネット・アクセス規則の構成
 - 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 オープンなインターネットアクセスの保護
 - 第4条 オープンなインターネットアクセスのための透明性確保措置
 - 第5条 監督と執行
 - 第6条 罰則
 - (第7条 国際ローミングに関する規定)
 - (第7条 国際ローミングに関する規定)
 - 第9条 見直し条項
 - 第10条 施行と移行期間

参考: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32015R2120>
総務省 (2018年10月) 「欧州におけるネットワーク中立性に関する政策動向について」

- ✓ **透明性確保:** インターネットアクセスサービス事業者へ透明性を確保する措置を講じることを義務付け
- ✓ **トラフィック管理の影響:** エンドユーザー（コンテンツプロバイダーを含む）に提供されるサービス品質、プライバシー、データ保護等への影響
- ✓ **消費者の救済:** インターネットアクセスサービスの品質に影響が生じる場合、国内法による救済に関する説明

□ 第4条 オープンなインターネットアクセスを確保するための透明性措置

1項 インターネットアクセスサービス事業者は、インターネットアクセスサービスを含む契約において以下の事項を特定し、公表することが求められる

(a) インターネットアクセスサービス事業者によるトラフィック管理措置が、インターネットアクセスサービスの品質、エンドユーザーのプライバシー、ならびにエンドユーザーのパーソナルデータの保護に対して与える影響に関する情報

(b) データ量制限、速度、その他のサービス品質パラメーターが、インターネットアクセスサービス、とりわけ、コンテンツ、アプリケーション、サービスの利用に与える影響についての明確かつ包括的な説明

(c) 第3条5項の規定と関連する特別サービス（*特定のコンテンツ、アプリケーション又はサービス、あるいはそれらの組み合わせのために最適化されたサービス）が、エンドユーザーに提供されるインターネットアクセスサービスに与える影響についての明確かつ包括的な説明

(d) 固定ネットワークのケースでインターネットアクセスサービスのダウンロードとアップロード速度に関して、最低、実効、最高速度、ならびに広告表示が行われる際の状況、モバイル・ネットワークにおけるインターネットアクセスサービスのダウンロードとアップロードについて推定上の最大ならびに広告表示が行われる際の速度、広告表示を伴うことでダウンロードとアップロードの速度に偏りが生じる際に第3条1項に規定されているエンドユーザーの権利行使にいかなる影響を及ぼすかについて明確かつ包括的な説明

(e) 上記の (a) から (d) に該当するような、インターネットアクセスサービスの速度、ならびに、サービスパラメータやパフォーマンスの品質に関して、持続的かつ定期的に不一致が生じるような場合、国内法に照らした消費者の救済方法についての明確かつ包括的な説明

- ✓ BEREC（欧州電子通信規制者機関）とは
 - ・各加盟国の電気通信規制機関の代表者から構成
 - ・欧州委員会とともに、各国規制機関の規制案に関する意見を表明することができる

- 欧州のネット中立性規則に関する国内規制機関の施行に関するガイドライン（2016年8月）*1
EU加盟国の規制機関向けにネット中立性規則の判断基準等を示す

- EUのネット中立性規則とBERECのネット中立性ガイドラインにかかる報告書
 - ・2017年12月公表 2016年5月から2017年4月までの期間を対象 30カ国の規制当局の報告*2
 - ・2018年10月公表 2017年5月から2018年4月までの期間を対象 29カ国（アイスランド無）の規制当局の報告*3
いずれも全体として適切な一貫性を持って各国内で規則が導入されていると評価

- EUのネット中立性規則とBERECのネット中立性ガイドラインの評価・意見（2018年12月）
 - ・ネット中立性規則とBERECのネット中立性ガイドラインの適用は順調
 - ・2019～2020年にかけてネット中立性ガイドラインの見直しを検討

- 5Gとエンドユーザー及びネット中立性規則にかかるパブリック・コンサルテーション*4
 - ・2018年12月開始。2019年4月までにネット中立性規則にかかるレビュー報告を実施予定
 - ・エンドユーザーの権利とイノベーションのエンジンとしてのインターネット・エコシステムを考慮

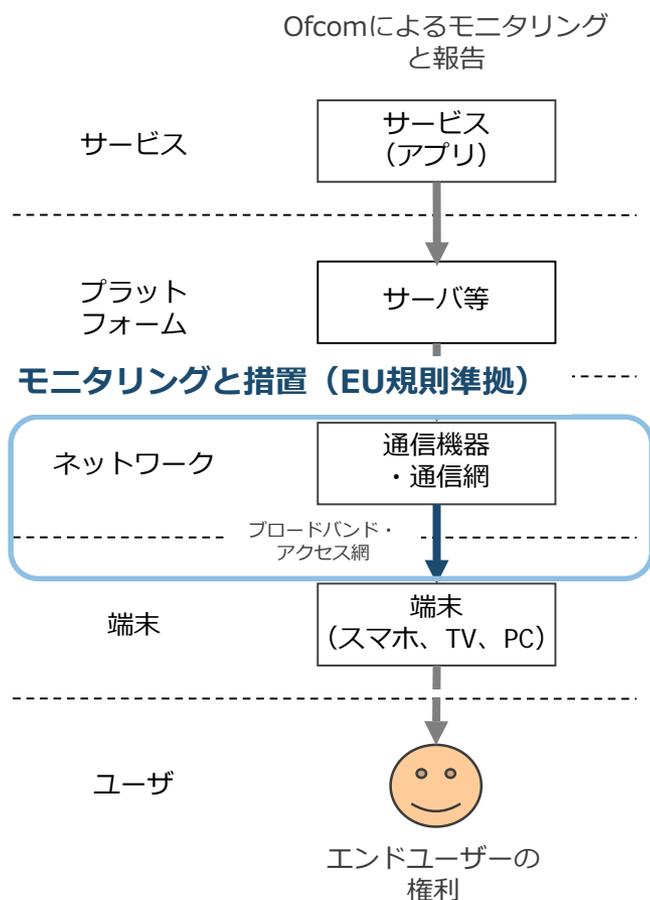
出所：*1 https://berec.europa.eu/eng/document_register/subject_matter/berec/regulatory_best_practices/guidelines/6160-berec-guidelines-on-the-implementation-by-national-regulators-of-european-net-neutrality-rules

*2 https://berec.europa.eu/eng/document_register/subject_matter/berec/reports/7529-berec-report-on-the-implementation-of-regulation-eu-20152120-and-berec-net-neutrality-guidelines%E3%80%80

*3 https://berec.europa.eu/eng/document_register/subject_matter/berec/reports/8256-report-on-the-implementation-of-regulation-eu-20152120-and-berec-net-neutrality-guidelines

*4 https://berec.europa.eu/eng/document_register/subject_matter/berec/press_releases/8339-berec-opens-public-consultations-on-5g-and-end-users-and-evaluates-the-net-neutrality-regulation

- ✓ **規制枠組み:** 2011年より自主規制ガイドラインを導入。企業が自主的に、消費者（Consumer）のネットワーク・アクセス、選択肢、情報提供等の便益を向上させる対応を実施（最新版は2016年6月版）
- ✓ **国内法制化:** 2015年EU規則とBERECガイドラインに準拠し、エンドユーザの権利（end-user's rights）を保護
- ✓ **規制当局の役割:** 通信庁（Ofcom）が市場のモニタリングを行い、規則・ガイドラインに反する場合に措置
- ✓ **執行状況:** 「EUネット中立性規則の順守監視」を2017年6月、2018年6月に欧州委員会とBERECに報告済



- 欧州連合の規制枠組みにおいて市場監視
 - 規制当局: 通信庁 (Ofcom)
 - 規律方法: 2015年のEU規則とBEREC ガイドライン及び「BSGの自主規制ガイドライン」(スライド14参照)
- EUのネットワーク中立性規則の国内法制化
 - 「The Open Internet Access (EU Regulation) Regulations 2016」: EU規則における規制当局としてOfcomを指定
 - 「The Open Internet Access (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2018」: 英国がEUから離脱した場合にも上記規則が継続されるための改正規則
- 年次報告書: EU規則第5条 (1) に基づき、欧州委員会 (EC) とBEREC毎年6月末までに報告
 - モニタリングを行い、以下の二つの報告を実施
 - 「EUネット中立性規則の順守監視」(2017年6月発表)
 - 「EUネット中立性規則の順守監視」(2018年6月発表)
 - 報告内容 EU規則の条項に対応
 - インターネットアクセスサービスの質
 - オープンインターネットアクセスの保護
 - トラフィック管理
 - 透明性に関する取組み
 - 苦情と対応策

出所: <http://www.broadbanduk.org/wp-content/uploads/2016/06/BSG-Open-Internet-Code-2016.pdf>
http://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/607/pdfs/uksi_20160607_en.pdf
<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/1243/contents/made>

- ✓ **ネットの開放性:**介入が求められるような競争に実質的被害を及ぼす懸念は確認されず
- ✓ **トラフィック管理:** 懸念事項が認められたため、主要ネット事業者を対象に、是正措置を講じた
- ✓ **透明性:**英国大手ネット事業者の消費者契約のトラフィック管理に関する記述を変更することに成功

□ 「EUネット中立性規則の順守監視」 (2017年6月発表)

- ネットの公開性 (openness) については重大な懸念事項はなかったが、改善が求められる分野もあった
- サービスの速度等に関する情報のユーザへの提供等について継続して働きかけを行っていくとした

□ 「EUネット中立性規則の順守監視」 (2018年6月発表)

- **ネットの開放性:** 「ゼロレーティング」に関する調査をボーダフォンと3UKを対象に実施した結果、介入が求められるような競争に実質的被害を及ぼす懸念は確認されなかった
- **トラフィック管理:** 幾つかの懸念事項が認められたため、主要ネット事業者を対象に、強制措置プログラムを開始し、トラフィック管理規範に関する情報提供を要求。その結果、3UKとボーダフォンに関する調査を実施。3UKについては、一部商品におけるテザリングの禁止と特定のトラフィックの速度をローミング中に遅くする慣行が明らかになり、ボーダフォンは一部商品におけるビデオトラフィックを制限していた
- **透明性:** 英国大手ネット事業者の消費者契約のトラフィック管理に関する記述を変更することに成功し、トラフィック管理がプライバシーや個人データの保護にどのように影響するか、また、インターネットサービスのパフォーマンスの問題が発生した場合に消費者が利用できる救済策を追加することが出来た

(参考) BSGの自主規制ガイドライン 「オープンインターネット行動規範」 2016年6月版



The Open Internet Code of Practice

Signatories to this Code agree to make the following Commitments regarding access to lawful services, and supporting traffic management transparency for Internet Access Services. These are rooted in practical Commitments that individual Internet Service Providers are able to make.

These Commitments should be read in accordance with the following explanatory section regarding their application in practice.

1. Signatories to this Code support the concept of the Open Internet as the norm and the principle that users have the right to access lawful content, applications and services, or categories thereof, via their internet access service.

2. Signatories to this Code recognise the positive impact some forms of discrimination can have in supporting innovation and choice, and are free to develop and offer services other than internet access services, optimised to relevant users' needs.

Signatories agree that such services will only be offered where there is sufficient network capacity to result in no detriment to the availability or general quality of internet access services and will not be offered as replacement to them.

3. When providing internet access services, signatories may deploy reasonable traffic management measures based on objectively different technical quality of service requirements of specific categories of traffic.

In recognising however that some forms of discrimination may be harmful, signatories agree that traffic management should be transparent, non-discriminatory, and proportionate and should not be maintained for longer than necessary.

4. Signatories agree to provide clear and transparent traffic management policies to users by making available information on how these practices affect users' experience for different types of internet access services, their broadband products and their usages caps or upload/download limits.

In doing so, signatories commit to publishing a Key Facts Indicator (KFI) table, in relation to their Internet access services.

Users should also be informed of changes made to traffic management practices that would have a significant impact on their broadband products.

- ✓ 英国では、2011年3月にブロードバンド政策のアドバイザリーグループ「Broadband Stakeholders Group (BSG)」が定めた「オープンインターネット行動規範 (Open Internet Code of Practice)」による自主規制が導入されていた
- ✓ 現在までに国内の主な固定・移動体通信ネットワークサービス事業者が参画
- ✓ 同行動規範は、利用者によるすべての合法的コンテンツへの公平なアクセス、コンテンツ・プロバイダに対する非差別的取扱い、明確かつ透明性のあるトラフィック管理方針の策定等の原則を定める
- ✓ 2016年4月30日より施行されたEU ネット中立性規則を踏まえた同行動規範の改正においても上記原則は維持されている

出所 : <http://www.broadbanduk.org/wp-content/uploads/2016/06/BSG-Open-Internet-Code-2016.pdf>

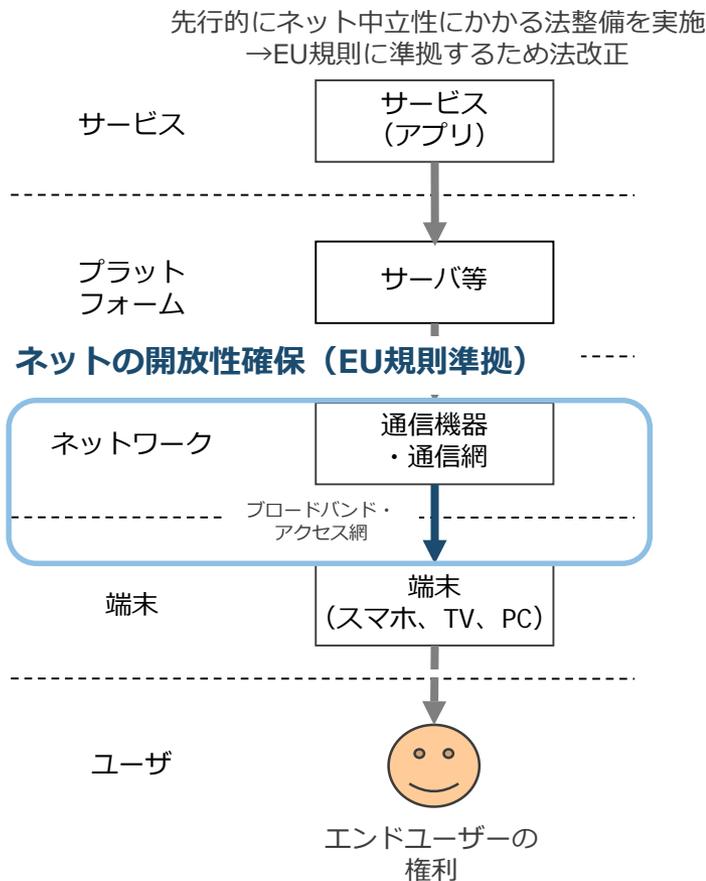
- ✓ **ネット中立性の原則:** すべてのユーザに対し、技術中立で非差別的に一定の品質のサービスを提供する事業者義務
- ✓ **2010年代の法整備:** 通信規制機関によるネットワーク事業者規制。ブロードバンド普及政策の一環として、通信網の整備によるネットアクセス環境の非差別化を図る
- ✓ **最近の動向:** トラヒック、通信品質といったネットワーク中心の規制から端末の開放へ議論の焦点が移り、規制対象が通信事業者からコンテンツ配信事業者に拡大する動き

□ 「デジタル共和国法」による「ネット中立性」規制原則の確立

- 規制当局: 電子通信・郵便規制機関 (ARCEP)
- 規律方法: 「郵便・電子通信法典」
2016年10月の「デジタル共和国法」の主要政策15の一つ
EU規則に準じるため、同法第40~47条により、通信基本法である「郵便・電子法典」対応条項を改正

□ 「ネット中立性」にかかる法整備の経緯

- 2011年8月: 「郵便・電子通信法」改正
通信事業者に技術中立で最大多数のエンドユーザに情報・アプリケーション及び各種サービスへのアクセスの提供を義務付け
- 2014年3月: 「ARCEP決定第2014-0353号」
ネットワークにおけるサービス品質確保を目的に、固定網のサービス品質調査を半年ごとに実施、結果をARCEPサイトで公開することを決定
- 2016年10月「デジタル共和国法」
ARCEPをオープン・インターネットに関する政策策定・事業者管理機関と定め、ネットの開放原則に反する通信事業者の行為に関し、保全措置を科す権限を付与



- ✓ **従来の規制:** ISPを含む通信事業者の通信網アクセスの機会平等
- ✓ **近年の主要論点:** モバイル端末を中心にアプリケーション・コンテンツの選択の自由の確保
- ✓ **今後の課題:** 2020年に予定されている5Gサービス開始後のネット中立性の保証

□ 「ネット中立性」における消費者の権利とアクセス・サービス事業者の義務*

*EU「オープン・インターネット規則」に準拠した定義

- **ユーザの権利:** ユーザまたは事業者が存在する場所、情報、コンテンツ、アプリケーション、サービスの在処、出所、宛先にかかわらず、アクセス・サービスを介して情報及びコンテンツにアクセスし流通させること、アプリケーション及びサービスを利用また提供すること、自らが選択した機器を使用すること
- **インターネット・アクセス及び情報処理サービス提供者の義務:** 情報の送り主また宛先にかかわらず、また検索を受けたり流通されたりするコンテンツの内容、使用また提供されるサービス、使用される端末にかかわらず、非差別的、非制限的、非干渉的に同一の方法でトラヒックを提供すること

□ 「エンドツーエンドのオープン・インターネット」へ向けた取り組み

- 2018年2月「エンドツーエンドのオープン・インターネットと消費者の選択の自由」に関するARCEP勧告発行。
- 現行の問題の中心は、スマートフォン等の購入時にプレインストールされているGAFA等のアプリケーションにより、ユーザの多様なコンテンツへのアクセスが阻害されていること
- OS事業者、ユーザ、アプリケーション販売者等からの情報収集に基づき、ユーザのアプリケーション選択の自由と中小・ベンチャーの市場参加機会の拡大に向けた規制環境の整備を示唆

□ 5Gサービスの開始・普及と「ネット中立性」の両立という課題に向けて

- 5Gサービス（2019年に周波数利用権付与、2020年にサービス開始予定）と「ネット中立性」の両立という課題に対し、ユーザの権利擁護の姿勢を貫く意思を明確化
- 「ネットワーク監督機関として、ARCEPはデジタル・サービスの全国への普及を支援するとともに、ユーザが情報を選択、アクセスする権利を保証し、ネットワーク上のコミュニケーションの自由の侵害を阻止するため、今後のリーディング・インターネット・プラットフォームの緊密なモニタリングを行う

出所：<https://www.arcep.fr/la-regulation/grands-dossiers-internet-et-numerique/la-neutralite-de-linternet.html>

(参考) 規制機関による消費者への啓発活動

ARCEPは2018年、消費者への啓発活動の一環として、小冊子「ネット中立性に関する論点の包括的理解のために」を発行

このガイドラインでは、「ネット中立性」に関する論点を以下の5つに分類

- 1) 「ネット中立性」のウェブにおける価値
- 2) ネットワークに投資する意義
- 3) イノベーション、5G、IoTにおける中立性の保持
- 4) ISPのイノベーション企図とネット中立性
- 5) ユーザの表現の自由

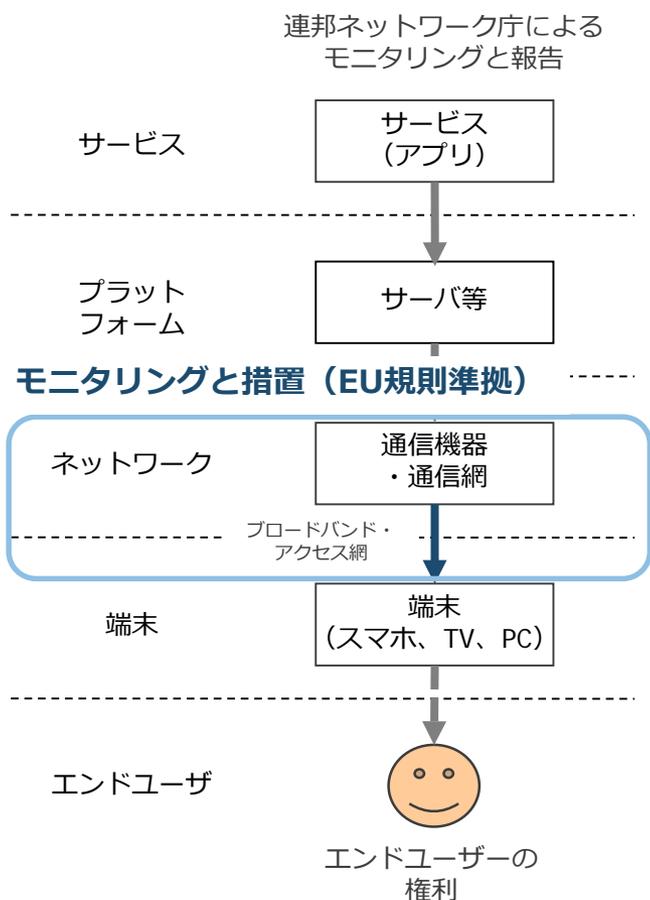
各テーマで「中立性」の擁護論者と排除論者の意見を解説

ARCEPは上記の論争に対する同機関の結論として、「ネット中立性」は関連事業者に対する規制ではあるが、市場開放に向けた規制であり、ネット空間の公共性をより高める活動であると述べている



出所 : https://www.arcep.fr/fileadmin/cru-1546984761/user_upload/arcep/nos-sujets/cartographie-net-neutralite-2018_conf050618.pdf

- ✓ **規制枠組み:** 2015年EU規則とBERECガイドラインに準拠し、利用者の権利 (end-user's rights) を保護
- ✓ **規制当局の役割:** 連邦ネットワーク庁が市場のモニタリングを行い、規則・ガイドラインに反する場合に措置
- ✓ **執行状況:** 第一次報告 (2016/2017) と第二次報告 (2017/2018) を欧州委員会とBERECに報告済



□ 欧州連合の規制枠組みにおいて市場監視

- 規制当局: 連邦ネットワーク庁
- 規律方法: 2015年のEU規則とBEREC ガイドライン

□ 年次報告書 (英訳版参照): EU規則第5条 (1) に基づき、欧州委員会 (EC) とBEREC毎年6月末までに報告

- ネットワーク事業者から連邦ネットワーク庁への報告義務はないため、消費者等からの苦情や公開情報に基づき調査。
- モニタリングを行い、以下の二つの報告を実施
 「ドイツのネット中立性年次報告書」 (2016年5月から2017年4月)
 「ドイツのネット中立性年次報告書」 (2017年5月から2018年4月)

ー 報告内容 EU規則の条項に対応

- 第3条 オープンインターネットにかかるセーフガード
- 第4条 透明性にかかる措置
- 第5条 監督と執行
- 第6条 罰則

出所:

https://www.bundesnetzagentur.de/EN/Areas/Telecommunications/Companies/MarketRegulation/NetNeutrality/NetNeutrality_node.html

- ✓ **2013年ドイツテレコムの場合:** 連邦ネットワーク庁は調査を実施するも判断保留。
- ✓ **欧州委員会とBERECへの報告:** 毎年実施し、遵守状況を報告。
- ✓ **規制当局による調査と介入:** ゼロレーティング・サービスにかかる複数ケースで介入。調査継続中の案件あり。

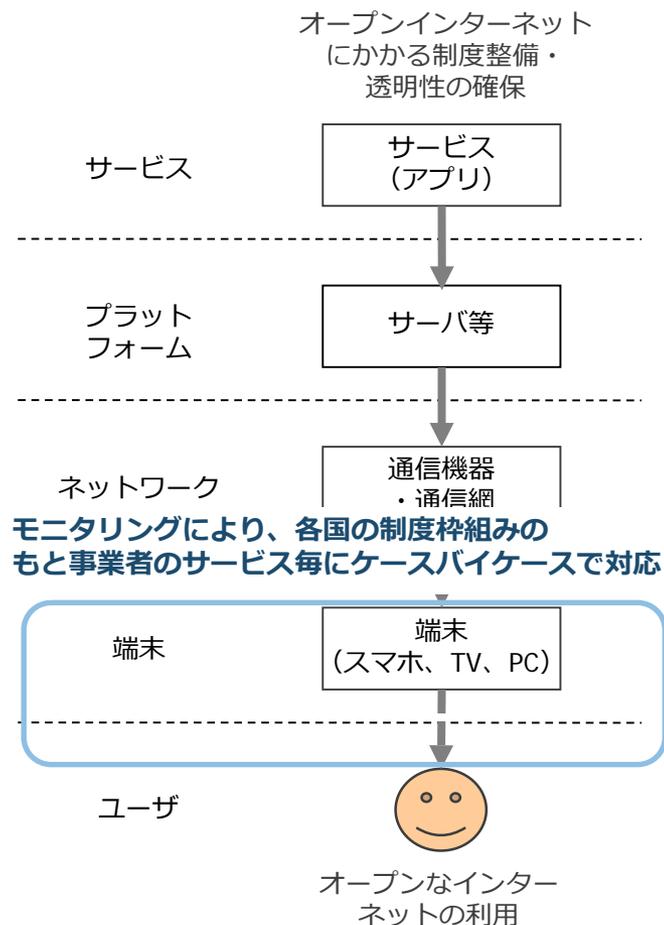
- 連邦ネットワーク庁によるドイツテレコムのケースの調査
 - 2013年にドイツテレコムが固定インターネットのデータ通信量に上限を設けたケース
 - 上限を超えた場合に384kbpsにスロットリングすることについて、ネット中立性を巡る議論が発生
 - 連邦ネットワーク庁を状況を調査し、重要な情報の不足もあり、ネットワーク中立性違反か判断が困難とする
 - 欧州における動向を加味して国際的に協調して対応する必要性を指摘
- 第一次年次報告書（2016年5月から2017年4月）
 - 主に消費者からの苦情に対応する形で各ケースを調査。通信品質のモニタリングメカニズムも導入
 - IP通話等を禁止していたケース：連邦ネットワーク庁との協議により当該事業者が利用条件を変更
 - ドイツテレコムの二つのゼロレーティングのケース
 - Spotify：データ通信の利用上限に達したとき、Spotify以外のすべてのサービスのトラフィックをスロットリングしていたケース。2016年4月にSpotifyもスロットリング対象に含める形に変更済
 - StreamOn：1社のみと音楽・映像配信サービスのゼロレーティングの契約。決定を検討中（当時）
- 第二次年次報告書（2017年5月から2018年4月）
 - ドイツテレコムのStreamOnのゼロレーティングのケース：2017年12月に決定
 - StreamOnで映像配信サービスの提供時にスロットリングの実施を禁止
 - ドイツテレコムに対して、ゼロレーティングによる映像配信を提供する事業者への一般的な提供条件を設定し、その他の事業者もコンテンツ・パートナーとなるのが可能になるように求める
 - ドイツテレコムは2018年3月より同条件を設定。ただし、同条件で参加できない事例があり、調査継続中

出所：

https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/EN/Areas/Telecommunications/Companies/TelecomRegulation/NetNeutrality/Report_BNetzA_NN.pdf?__blob=publicationFile&v=1

おわりに インターネットの開放性と透明性に向けて

- ✓ **ネットワーク中立性に関連する制度:** インターネット・エコシステム、イノベーション、ユーザーの利益を目的
- ✓ **欧米における制度整備:** 米国: 透明性にかかるFCC規則、欧州: EU規則・BERECガイドラインを各国国内法制化
- ✓ **欧州におけるEU規則の対応状況:** 30カ国程度がBERECに毎年報告を実施。概ね、順調に導入・対応



- **米国の特徴**
 - 2005年から規制当局による原則提示
 - 複数回にわたる規制改正。現在、透明性確保を重視
- **欧州 (European Union)**
 - 欧州連合規則とガイドラインを各国で国内法制度化
 - 規制当局が遵守業況をモニタリングし、必要に応じて措置
- **英国**
 - 2011年より事業者による自主規制を実施
 - OfcomがBERECに年次報告を実施。重大な懸念なし
- **フランス**
 - 2011年より国内法制度整備を実施
 - ARCEPがBERECに報告。近年、GAFA・5Gも含めて検討
- **ドイツ**
 - 連邦ネットワーク庁が年次報告を実施
 - ゼロレーティング等のケースで是正措置。調査継続案件あり



一般財団法人

マルチメディア振興センター

Foundation for MultiMedia Communications